

# 一般社団法人 兵庫県公認心理師会 倫理綱領

理事会議決 2023年3月23日、社員総会承認 2023年6月25日

一般社団法人兵庫県公認心理師会は、公認心理師の地方職能団体として、会員が提供する専門的心理支援業務の質を保つとともに、要支援者等の基本的人権を守り、自己決定権を尊重し、その心の健康と福祉の増進を目的として、倫理綱領を策定する。

会員は上記の目的に沿うよう、専門的職業人であるとともに、一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的及び道義的な責任を果たすため、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

- 1 会員は、人々の心の健康の保持増進のために、高い倫理観と使命感をもって活動し、公共の福祉に寄与することを通じて、よりよい社会づくりに貢献する。
- 2 会員は、基本的人権を尊重し、国籍、人種、性別、性的指向、年齢、思想、信条、宗教、社会的地位及び経済状態等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制せず、すべての人をかけがえのない存在として尊重する。
- 3 会員は、正当な理由なく、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 4 会員は、要支援者等のプライバシーを尊重し、その自己決定や自立性を重んじる。
- 5 会員は、要支援者等との間に信頼関係を築き、誠意と責任感をもって最善を尽くすとともに、心理支援にあたっては適切な説明を行い、同意を得るように努める。
- 6 会員は、心理支援行為を自己の欲求や利益のために行うことがあってはならない。
- 7 会員は、要支援者に対する心理査定を強制してはならない。また、要支援者が常に最適な条件で心理査定を受けられるように、心理査定用具及びその解説書の取り扱いには十分に留意する。
- 8 会員は、自らの活動について、業務の透明性を保ち、説明責任を果たすため、適切な記録作成・保管等に努める。
- 9 会員は、心理支援にあたって、原則として、要支援者等との間で、専門的支援関係の範囲を超えた関係を結ばない。
- 10 会員は、関係職種や他の専門家を尊重し、要支援者等の利益のために、関係職種や他の専門家と適切な連携・協働・協力を行う。
- 11 会員は、専門的資質の向上をめざし、相互に切磋琢磨して研鑽を積み、知識と技術に関して、常

に最良の水準を保持できるよう努める。同時に、公認心理師の社会的信頼を高められるよう努める。

12 会員は、自らの知識、技術、資質・特性、自己の限界及び抱える葛藤等を十分に自覚したうえで、支援活動をする。また、自己の心身における健康のバランスを保つとともに、常に自分の状態を把握するよう努める。

13 会員は、心理支援にかかわる研究に際しては、要支援者や関係者等の心身に不必要な負担をかけたり、苦痛や不利益をもたらしたりすることを行ってはならない。研究は、業務遂行に支障をきたさない範囲で行うよう留意し、要支援者や関係者等にその目的を告げて、同意を得たうえで行う。

14 会員は、心理支援にかかわる研究・実践を通じ、専門的知識・技能の創造と開発に努め、専門的心理支援領域の学問的発展に貢献する。

15 会員は、出版、講演、研修活動、各種通信媒体による情報発信等において、専門家としての十分な配慮と節度を保つ。

16 会員は、一般社団法人兵庫県公認心理師会の活動に参加・協力し、後進の育成に尽くすとともに、職能と職域の発展のために相互に律し合い、高め合う。

17 会員は、公認心理師の信用を傷つけ、または公認心理師全体の不名誉となるような行為をしない。

18 会員は、公認心理師法をはじめ、各種法規を遵守するとともに、本倫理綱領を含む、本会の定款及び関連規程等を遵守する。

附則 本綱領は、2023年6月26日より施行する。